

令和5年第5回農業委員会議事録
(公開用)

令和5年5月25日

下妻市農業委員会

令和5年第5回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和5年5月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

第6号 下妻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について

第7号 下妻市農地利用最適化推進委員の評価について

4. 報 告

第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

2番 柴崎 尚	3番 白井 安男	4番 杉田 恒夫
5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之	7番 中島喜美夫
8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好	10番 齋藤 孝夫
11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美	13番 塚田 好克
14番 程塚 裕行	15番 野村 操	16番 稲川 広美
17番 木村 一巳	18番 森 槇雄	19番 中山 基

欠席委員次の通り

1番 京空 克芳

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 係長 渡辺 広行 主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和5年第5回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。

欠席の届出は、1番、京空 克芳 君であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は15番 野村 操 君、16番 稲川 広美 君 の兩名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、13件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、田、952㎡、申請理由は、親族間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、高道祖地内、2筆、畑、合計1,059㎡、申請理由は、県外からの移住に伴い、購入した宅地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、平方地内、9筆、田及び畑、合計7,582㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、平沼地内、畑、736㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、今泉地内、5筆、登記、畑及び山林、現況、畑、合計2,913㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、若柳地内、4筆、田及び畑、合計6,058㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、若柳地内、畑、105㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、若柳地内、畑、80㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、鎌庭地内、畑、42㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願います。

処理番号10号、申請地、大串地内、畑、216㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号11号、申請地、古沢地内、5筆、畑、合計4,596㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号12号、申請地、古沢地内、2筆、畑、合計591㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5ページをご覧願います。

処理番号13号、申請地、皆葉地内、7筆、田及び畑、合計2,631㎡、申請理由は、農業経営規模拡大であり、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号:飯村委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南へ約1.1kmにあり、水稻の作付けがされていました。5月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:飯村委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南東へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号:齋藤委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.9km 圏内にあり、水稻及び麦の作付けがされていました。5 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号:篠崎委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、法泉寺保育園から北東へ約 400m にあり、野菜の作付けがされていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には電話しましたが出なかつたので翌日自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号:野村委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、下妻市立図書館から南西へ約 900m にあり、休耕で雑草が繁茂していました。5 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人は認知症が進んでいるため後見人に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号:程塚委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南へ約 500m 圏内にあり、田は水稻が畑は麦の作付けがされていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号:程塚委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南東へ約 300m にあり、麦の作付けがされていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:程塚委員

議案第 1 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南東へ約 300m にあり、麦の作付けがされていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも電

話自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:柴崎委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約 100m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:篠崎委員

議案第 1 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から西へ約 150m にあり、野菜の作付けがされていました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人譲渡人ともに電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:野村委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから北西へ約 700m にあり、水稻の作付けがされていました。5 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人・譲渡人ともに電話で行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 12 号:野村委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから北西へ約 600m にあり、小麦の作付けがされていました。5 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人・譲渡人ともに電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 13 号:中島委員

議案第 1 号 処理番号 13 号について報告いたします。申請地は、福祉センター シルピアから南へ約 800m 圏内にあり、草が繁茂していました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人・譲渡人ともに電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

処理番号5番について、譲渡人が認知症で後見人へ確認しましたとのことですが、以前は後見人の名前の記載があったと思いますのでその確認と、このような事案がこれから増えると思われるので、その時に農業委員会としてどのような対応をしたらよいかを考えていただきたいと思います。

事務局(渡辺広行君)

はい、齋藤委員のご質疑にお答えいたします。後見人を選定している事案に関しましては、後見人の氏名を記載させていただいております。あくまで、裁判所等で指名された方が、後見人になるものでございます。今回は、野村委員さんの報告にもありましたが、ご本人が認知症を患っていて意思確認が難しかったかもしれませんが、今回は裁判所による後見人の選定はされていない状況です。この後所有権移転がございますので登記の手続きに移りますが、後見人を定めなければ、手続きができないと思いますがそれがされていないということなので、おそらく所有権移転はこのまま手続きが進むのかと思われます。それであれば、所有権移転の意思表示が可能なくらいの意思の表現ができるものと思われますので、後見人の選定がなくても進められると思料し、ご本人の申請となっております。

今後、高齢者社会ですので、売買の意思がきちんと表現できるかどうかという方が出てくるかと思しますので、きちんと申請者の状況を聞きながら、年齢が高い方については確認していきたいと思っております。

議長(会長 中山基君)

はい、よろしいですか。続いて、塚田委員。

塚田委員

事務局へ確認ですが、いままでは、畑・田を購入する場合は下限設定がありました。これは撤廃されたと思いますが、確認します。宅地の隣接とか関係なくということによろしいですか。これはいつからでしたか。

事務局(渡辺広行君)

はい、塚田委員のご質疑にお答えいたします。念のため農水省のホームページも確認しておりますが、今までは下妻市では5,000㎡以上ないと簡単に借りたりというのはできませんでした。令和5年4月1日から法の施行によりまして、下限面積は全国的に撤廃するというところでございます。下妻市農業委員会としましても4月5月と5,000㎡を下回る案件が多くなってございますが、この法律により、受付をしているところでございます。傾向としましては、県外の方が農地を持っていて実質管理ができないので下妻市にいる方が代わりに管理していましたが、下妻市にいる方も5,000㎡持っていなかったもので、農地が取得できなくてずっと県外の方が農地を持っているというような状態を、4月からの法改正によって権利の整理をしているというものもあります。また今回42㎡などと小さい面積の案件もできてきてますが、こちらは住宅地で転用した時に一部残ってしまった農地などを管理して家庭菜園を作っていた方が、このたび4月から法改正で自分の土地にしたいということで申請がありました。これまで自分が管理していたけれども、権利が取得できなかった方が、法改正を機に取得したいというような動きが出てきております。

議長(会長 中山基君)

よろしいですか。ほかに何かありませんか。なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、亀崎地内、畑、565㎡、申請理由は、経営する事業所の隣接地に、貸駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局(綿貫千秋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号1号:飯岡委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南へ約1.1kmにあり、休耕でしたが、管理はされておりました。5月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに、参考資料の3ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回4件の申請であります。ご説明申し上げます。処理番号1号、申請地、皆葉地内、畑、1,020㎡、申請理由は、日照条件が良好な申請地への太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、若柳地内、畑、500㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、半谷地内、畑、496㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

8ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、大木地内、5筆、畑、合計1,505㎡、申請理由は、既存事業所が手狭であるため、申請地に車輛置場を設けたく申請するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局(綿貫千秋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非FIT(ヒフイット)太陽光発電所」であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から300m以内にある農地であるため、

第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

議案書は8ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号1号:中島委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約900mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。5月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人・譲渡人ともに電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号2号:程塚委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南東へ約300mにあり、小麦の作付けがされておりました。5月23日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号3号:栗島委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から東へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。5月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号 4 号: 栗島委員

議案第 3 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第一選果場から北へ約 350m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認 及び 現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車輛置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9 ページ並びに、参考資料の 11 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、半谷地内、3 筆、登記、畑、現況、畑及び雑種地、合計 5,601 m²の内 5,393.96 m²、申請理由は、事業拡大に伴い、駐車場が不足することから、既存事業所に隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局(綿貫千秋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 9 ページ、参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

処理番号1号:栗島委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から東へ約350mにあり、大麦の作付けがされていました。5月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。はい、塚田委員。

塚田委員

参考資料の11ページに、今回の申請地の隣に倉庫及び事務所(予定地)と記入がありますが、これはなぜですか。今後申請が出てくるのであれば一緒に申請しないのですか。

事務局職員(渡辺広行君)

はい、お答えいたします。参考資料の11ページをご覧いただくと、申請地の下に「倉庫及び事務所(予定地)」とございますのは、先月の第4回総会の時にご審議いただきまして許可相当となったところでございます。本来であれば、この駐車場も別な山林のところでも5,000㎡を一体的な整備を予定したようなのですが、駐車場部分の地権者の合意が申請間際になって得られなくなってしまって、4月の総会では駐車場部分を除いた部分について申請がなされました。今回、別途、北側の農地約5,000㎡新たに駐車場として申請となり、2か月続いたの申請となりました。全体的には、先月分を合わせまして約25,000㎡の開発になります。用地交渉の結果2か月にわたることになったということになります。

議長(会長 中山基君)

他に何かありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めま

す。局長。

事務局長(塚越剛君)

10 ページをお開き願います。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、2 件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、大串地内、田、145 m²、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

処理番号 2 号、願出地、皆葉地内、田、378 m²、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

処理番号 1 号:篠崎委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、東部中学校から西へ約 150m にあり、山林化していました。5 月 22 日、地区委員 3 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認 及び 現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:中島委員

議案第 5 号 処理番号 2 号について報告いたします。

願出地は、福祉センター シルピアから南東へ約 1.2km にあり、山林化していました。5 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認 及び 現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。

議長(会長 中山基君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、下妻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越 剛君)

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、下妻市空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱の廃止について、ご説明申し上げます。農地の別段面積の取扱につきましては、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止となったことに伴い、廃止となります。これに関連して、空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱を廃止するものでございます。内容につきましては、渡辺係長から説明いたします。

事務局(渡辺広行君)

それでは、議案第6号、「下妻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について」、ご説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、これにより農地法等が改正され、第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されました。今般の法改正の主たる内容は、農業者の減少、高齢化が加速する中において、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、下限面積を廃止したものです。これにより、空き家に附属する農地を取得する場合も同様に面積要件がなくなりますので、下妻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱を廃止する必要があるため、本日、委員のみなさまにご審議をお願いするものでございます。まず、1枚目をめくっていただきまして、2枚目をご覧ください。こちらは、公布文となっており、会長決裁を経て、告示する際の表紙になるものです。次の3枚目では、下妻市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱を廃止すること、また、付則において、令和5年5月25日より施行することを、提案しております。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(会長 中山基君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、下妻市農地利用最適化推進委員の評価について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越 剛君）

議案第7号の別紙をご覧ください。

議案第7号、下妻市農地利用最適化推進委員の評価について、ご説明申し上げます。

下妻市農地利用最適化推進委員の評価につきましては、農業委員会等に関する法律第17条において、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、と定められております。

今回、任期満了に伴い、新たに応募及び推薦に応じた11名の評価につきまして、ご審議をいただくものであります。内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

それでは、議案第7号についてご説明をさせていただきます。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正となり、農地利用の最適化を目的として、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。これを受けまして、本市におきましても農業委員と同じく、令和5年2月27日から3月27日まで、約1カ月間の募集を行った結果、定数11名に対し、応募による者が2名、推薦による者が9名ございました。委員の委嘱にあたりましては、農業委員会等に関する法律第17条で農業委員会が委嘱することとなっておりますので、本日は候補者についての評価をお願いいたします。それでは、次のページをお開きください。こちらが候補者の一覧表となっております。担当区域ごとに推進委員の定数が決まっておりますが、今回は定数どおりとなっております。一覧表の11名を委員候補者とするにつきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。なお、本日皆様には、「推進委員の候補者」として決定していただき、この事項につきまして改選後の次期農業委員会へ申し送りとなります。7月の改選後の農業委員会におきまして、最終的な決定として、推進委員を委嘱（議決）する運びとなりますので申し添えます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

11 ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回3件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、田、1,220㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る5月10日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、小島地内、田、771㎡、

届出番号3号、届出地、古沢地内、畑、451㎡、

届出番号2号及び3号の内容につきましては、同様の目的で、去る5月10日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

12 ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、12ページから13ページまで、6件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年第5回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後 14 時 30 分)

議長 中山 基

署名委員 野村 操

署名委員 稲川 広美